

平成20年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び散会 平成20年9月8日 午前10時00分 開会
午前11時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山下 和 弥 | 2番 | 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 | 西 井 覚 | 4番 | 藤井本 浩 |
| 5番 | 吉 村 優 子 | 6番 | 阿 古 和 彦 |
| 7番 | 川 辺 順 一 | 8番 | 川 西 茂 一 |
| 9番 | 寺 田 惣 一 | 10番 | 下 村 正 樹 |
| 11番 | 岡 島 辰 雄 | 12番 | 野 志 昭 |
| 13番 | 西 川 弥三郎 | 14番 | 南 要 |
| 15番 | 亀 井 一二三 | 16番 | 高 井 悦 子 |
| 17番 | 白 石 栄 一 | 18番 | 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 市 長 | 互 川 義 彦 | 副 市 長 | 岡 本 互 司 |
| 収 入 役 | 互 田 新之助 | 教 育 長 | 吉 村 正 好 |
| 特 別 参 与 | 安 川 義 雄 | 企 画 部 長 | 米 田 芳 昭 |
| 総 務 部 長 | 大 武 勇 吉 | 都 市 産 業 部 長 | 石 田 勝 朗 |
| 市 民 生 活 部 長 | 杉 岡 富 美 雄 | 保 健 福 祉 部 長 | 花 井 義 明 |
| 教 育 部 長 | 高 木 久 雄 | 水 道 局 長 | 安 川 登 |
| 消 防 長 | 北 川 武 雄 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 中 島 克 比 虎 | 書 記 | 中 嶋 卓 也 |
| 書 記 | 西 川 雅 大 | | |

6. 会議録署名議員 4番 藤井本 浩 14番 南 要

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 発議第11号 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員、全員出席で、定足数に達しておりますので、平成20年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成20年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案は、議事日程記載の日程第3発議第11号議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

以上で報告を終わります。

なお、報道関係者から、写真、テレビカメラでの撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

ここで互川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

互川市長 本日、葛城市議会平成20年第1回臨時会の招集に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時議会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定によりまして、葛城市議会臨時会招集請求に基づきまして招集をさせていただいたところでございます。

議員提案によりまして地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会の設置について審議をいただくわけでございます。よろしくご審議をお願い申し上げまして、招集のごあいさつといたします。

西川議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、藤井本浩君、14番、南 要君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

14番、南君。

南 議会運営委員長 平成20年第1回葛城市議会臨時会に当たり、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてを報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、発議第11号につきましては、上

程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月8日1日間といたします。

以上、報告といたします。

皆様のご理解をお願いいたします。

西川議長 ただいま委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、発議第11号 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、南君。

南 議会運営委員長 ただいま議題となりました発議第11号 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議。

1、本市議会に9人の委員をもって構成する葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会、(以下本委員会という)を設置する。2、議会は、本委員会に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項の調査を付託し、同法98条第1項の権限を委任する。

(1) 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、(2) 葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等にかかわる公文書公開請求に関する事項、(3) 葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、(4) 葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項、3、本委員会は調査のため必要があるときは、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。4、本委員会の本件調査に要する費用は100万円以内とする。5、委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、平成20年9月8日から議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上のとおり決議する。

平成20年9月8日。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 発議第11号 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

過日行われました民生水道常任委員会協議会及び議会運営委員会協議会並びに議会運営委員会にて新庄クリーンセンターの諸問題について議論されていた中で、一部には、協議会だけでなく民生水道常任委員会で再度調査を、また、全体協議会などで審査をとの声もございしますが、私は住民の方々のこの問題のとらえ方自身、緊急性及び正確性、公平性を望まれているものと思い、議会として、最高調査機関の地方自治法第100条で住民の皆様方の納得していただく結論を出すべきと思います。

また、私自身も、民生水道常任委員会協議会及び議会運営委員会協議会にも参画しておりますが、理事者側の答弁の中でも、例えば企画部長などの幕間稼ぎ的な答弁、信憑性に疑問すら感ずる次第です。

このような状況を明らかにするには、地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置し、十分な調査結果を出し、住民の皆様方にも、1日も早く信頼できる葛城市政になるようにしなければならぬとの思いにより、皆様方の賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。
16番、高井君。

高井議員 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための調査特別委員会を設置する決議案に賛成者としての討論をさせていただきます。

一職員が社会通念から考えられない異常な1,645時間もの時間外勤務を行い、その手当が支払われていた問題が表面化をいたしています。既にこの問題に疑問を感じていた市民の方の情報公開請求や議員も文書請求を行い、提出されました書類に多くの矛盾があることがわかりました。平成18年度で、年間200時間以上の残業をしている職員が50人いるという報告がされておりました。しかし、新庄クリーンセンターにはそんな残業をしている人はいない、こういうものでございます。決算書との大きな数字の食い違いに、さらに詳細の資料請求をすると、個人情報として不開示とするなど、不明瞭極まりないものでございました。

この間、この問題が7月30日マスコミに報道されまして、やっと民生水道常任委員会協議

会で1,645時間の残業時間とその手当の支給を認めたものでございます。この間、そんな事実はないとなぜか隠し続けられてきたわけであります。

このような事態を知った多くの市民から、一体新庄クリーンセンターはどうなっているのか。なぜこのような異常な事態になっているのか。過労死ラインをはるかに超える1,645時間も働けるはずがないじゃないか。勤務実態や管理監督体制はどうなっているのか。上層部がこんな事実を知らないはずがないという声、また、こんなことで新庄クリーンセンターが正常な運営や機能が果たされているのか。こういった声がたくさん聞かれております。さらに、次々に出るマスコミ報道で、早期の真相解明に向けた委員会の設置が強く求められていました。

きょう、ここに、法的拘束力を持つ100条調査委員会を設置する決議が提出され、決議が採択されれば、多くの市民の皆さんの疑問にこたえ、徹底した真相の解明に向け、調査が始まることとなります。この特別委員会は、警察のように悪い者を探し出したり、暴くことだけが目的でないことは言うまでもありません。さまざま疑惑を持たれている問題の真相を解明し、行政の在り方や職場環境の在り方、公務員としてのあるべき姿勢を検証して、市民が納得できる公正な税金の使い道と公正で透明性のある市政の運営で、市民のための暖かい政治を行える、そういった葛城市にするためのものであります。

きょうの100条委員会設置までの経緯として、民生水道常任委員会協議会での審議結果をもとに、議会運営委員会協議会、さらには議会運営委員会と会議を重ね、住民からの早期調査を求める声と、そして問題の重要性を熟慮の上、100条での調査特別委員会ができつつあるという判断のもとで、本日の議員提案であったことを私の方からも申し上げまして、賛成者としての討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は、今回提案されております100条委員会を設置する議案に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当問題と、それに対する理事者側の対応の問題に関して7月末に新聞報道がなされて以来、民生水道常任委員会協議会、議会運営委員会協議会を経て、最終的に議会運営委員会で100条委員会の設置を求めていくことが決まったわけでございますが、私は当該の職員がどのような労働環境にあるのか全容を知らないのので、理事者に新庄クリーンセンターの労働環境を開陳していただき、それが適当であるのかどうかということを100条委員会で明らかにしていかなければならないと思っております。

時間外勤務手当につきましても、わかっているだけでも、平成18年度に1,645時間、平成19年度に1,300時間程度にも及ぶということでございますが、なぜ一職員だけがそれほど働かなければならなかったのかということをお知らせしていただきたいと思います。

実際に、私はクリーンセンターでの仕事を熟知しておりませんので、どのようなシフトを組まれていたのかわかりませんが、こんな素人の私でもわかることがありまして、それは葛

城市の新庄地区から集まってきたごみを昼夜分かたず処理をするという作業は恐らく大変な仕事なんだろうなということでもあります。

それゆえに、なぜ1人の職員にだけこれほどの時間外勤務を押しつけ、ほかの職員がカバーしなかったのか。上司の管理監督はどうなっていたのかということ疑問に思うのです。一般的な事務仕事でさえ、これだけの時間拘束され、働かされ続けたら、どんな健康な人間であっても病気になってしまうのではないのでしょうか。

近年、ニュース報道等で取りざたされている働き過ぎによる過労死という言葉が頭をよぎり、わかっているだけでも、この労働環境を最低でも2年間放置していた市長の管理監督責任が大きく問われる問題でもあると思います。

労働基準監督署によれば、年間960時間以上の時間外勤務は過労死を招くおそれがあるということで、きつく指導すべき事例ということでございます。この時間外勤務が960時間を超えた場合、雇用側は最低でも月に1回は健康診断を受けさせて、健康を損なわないように配慮すべきだということなのですが、今回の葛城市の問題は、たった1人の職員が960時間をはるかに超える1,645時間もの時間外勤務を課されたばかりか、それが翌年も全く改善されなかったということなのです。

新聞報道によれば、理事者側は、働いたんだから支払ったことには問題ないという回答を寄せておりますけれども、何をもって問題ないと答えられたのでしょうか。1,645時間もの時間外勤務を課したことが問題ないということであれば、人道的配慮が著しく欠けており、個人の尊厳にもかかわると思います。この問題に対する市の対応全てに、理事者の管理能力責任の欠如が露呈しているのではないのでしょうか。

今となっては、もはや過去の問題ではありますが、もし万が一のことがあった場合どうするつもりだったのでしょうか。1人の職員に負担をかけることがないように配慮して、わざわざオペレーションシステムを熟知している会社に管理を委託していたのではないのでしょうか。民間会社が管理をしていたにもかかわらず、このような事態を引き起こしてしまった。しかも、この現状を承知していたのであれば、翌年度には人件費を確保してでも、分担して作業に当たらせるべきではなかったのでしょうか。

幾ら予算の中身にうるさい議会でも、必要な人件費は認めます。なぜそのような予算措置がとられなかったのか。また、オペレーションを委託していたにもかかわらず、うまく機能していなかったのかということも含めて、今回設置される100条委員会の中で調査していただきたいというふうに思います。

もう一つ、私が100条委員会設置に賛成する大きな動機の一つが、この問題に関して職員の言動が一致していないということです。そもそも企画部長は、7月末の最初の報道に対し、聞いたこともないとコメントをしておきながら、8月4日の民生水道常任委員会協議会の席では、平成18年度分として1,645時間、平成19年度分として1,300時間程度の時間外勤務手当をあっさり認められました。これはどういうことなのでしょう。突然のマスコミの取材に対して、対応を焦ったということがあるのかもしれませんが、知らないと言っていた言葉を翻して認めるということの間に何があったのでしょうか。

実は、今回の100条委員会設置について考えているときに、昨年9月議会のことを思い出したのです。それはどういったことかと言いますと、昨年9月定例議会の決算委員会の中で、平成18年度決算の審議中、委員の一人が職員の残業時間について質問をされました。たしか昨年9月19日だったと記憶しておりますけれども、葛城市では、職員の年間の時間外勤務手当の上限を200時間に設定しているが、その上限を超えた職員は何名いるのかという趣旨の質問でした。それに対して、秘書課長は年間200時間を超える職員は全員で50名存在するとお答えになりました。その質問はそれで終わったのですが、私は、その後で、秘書課長に、名前は伏せてもいいから、50名の職員がどの課に所属していて、何時間程度時間外勤務をしているのか資料を欲しいと依頼をし、後日、平成19年9月21日に秘書課長より資料をいただきました。そこにはクリーンセンターの職員が含まれていなかったため、秘書課長にそのことを問うと、クリーンセンターの分はこちらで管理をしていないので、早急に取り寄せますとのことでした。人事を掌握しているはずの秘書課で全ての職員のことがわからないのは変だとは思いましたが、とりあえず資料が届くのを待ちました。それから待てど暮らせど秘書課長から連絡が来ない。ついに9月26日に私の方から秘書課長に会いに行きますと、まだ届いていないというお答えでございました。どうしたんだろうと思って、私が当時のクリーンセンター所長に確認をしますと、まだ議員さんには渡していないんですか。私は先週の金曜日、19年9月21日に秘書課長に届けてありますという……。

西川議長 ちょっと待ってください。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時24分

西川議長 再開いたします。

山下議員 はい、すいません。

では、事実関係でございますので、これだけは言っておきますけれども、当時のクリーンセンターの所長は、議員さんには渡していないんですかと。私は先週の金曜日、9月21日に秘書課長に渡してありますという話で、それを私がびっくりをして、200時間を超える時間外勤務をしている職員は何人いるのかということを探ねると、その所長は、対象の職員は1人だけいて、時間は1,600時間程度という返事がありました。9月21日に届けているのにもかかわらず、なぜ資料を渡さないのか不思議に思いながら、9月28日に秘書課長、企画部長の方から私はこの資料をいただきましたけれども、これで企画部長と秘書課長に念のために、これで全部ですかという確認をしました。そのときに、企画部長は、全て入っていますというお返事だったんですけども、その書類は200時間以上の時間外勤務の職員のことではなくて、13人分の新庄クリーンセンターの職員全部の時間外勤務の状況が示された資料を私に渡していただいて、名前こそA、B、Cと振られていましたけれども、し尿分5名と塵芥分8名の時間外勤務が入っていました。しかし、その資料のどこにも、所長が言っていた1名分で1,600時間という対象者は記載されておりました。これは明らかに意図的に事実を隠ぺいした資料であります。実際に私が資料を請求した19年9月21日に、クリーンセンターの所長は、1,600時間を含んだ資料を秘書課に届けております。だとすると、9月28日に私にその資料を

届けるまでの約1週間の間に組織的な改ざんが図られたと考えざるを得ないわけです。

じゃ、だれが何のためにこの資料の改ざんを行ったのでしょうか。これは非常に大きな問題だと思うと同時に、この組織的な改ざんの問題こそ早急に解明されなければならない大問題だと認識をしています。

市民の代表として議会に選出された市会議員が資料請求しているにもかかわらず、敢えて改ざんをした資料を提出したということは、市民に対して正しい情報開示をする意思がないということ、市民に対して虚偽の情報開示をしたということにほかなりません。

市会議員にまで改ざんした資料を出してくるくらいですから、到底通常の委員会でこの問題を追求しようとしても、改ざんした資料が出てきたり、事実が隠ぺいされる可能性が高いと考えざるを得ません。

よって、私は、地方自治法で裏づけられた、調査権を持ち、かつ虚偽の答弁や出頭を拒否する者に罰則が科せられる100条委員会でなければこの問題を正しく調査できないという思いを強くいたしました。

以上、さまざまな賛成の要素を並べ立てた形となりましたけれども、私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前11時55分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、休憩中に特別委員会を開き、選任をいただいておりますので、ご報告いたします。

新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会委員長、阿古和彦君、同じく副委員長、南要君でございます。

以上です。

次に、日程第4、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定しました。

以上で臨時議会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力をいただきまして、議会運営が極めて円滑に進められましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本臨時会を閉会するわけですが、この後、9月定例会が開催されます。9月定例会も、決算を初め、重要議案がたくさんございますので、よろしくご審議願いますようお願い申し上げます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

互川市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日開会になりました葛城市議会平成20年第1回臨時会、全日程を終えていただきまして閉会となりました。今臨時会において設置をされました調査委員会の思いを真摯に受けとめながら、今後の対応に期していきたいというふうに存じているところでございます。

議員皆様方におかれましても、よろしくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。

西川議長 以上で平成20年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時58分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 川 弥三郎

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 南 要